

大阪府犯罪被害者等支援条例 (平成31年4月1日施行)

目的

府、府民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

責務

府の責務

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び実施

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- その事業活動を行うに当たって二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

府民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力

民間支援団体の責務

- 専門的知識及び経験を活用した支援の推進
- 犯罪被害者支援に関する施策への協力

指針

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定及び見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定

基本的な施策

- 相談及び情報の提供等
- 心身に受けた影響からの回復
- 安全の確保
- 居住の安定
- 雇用の安定
- 経済的負担の軽減
- 府民の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援
- 人材の養成
- 調査及び情報の収集

推進の体制等

- 大阪府警察本部、早期援助団体、関係市町村等と一体となって総合的な支援を実施するため、「被害者支援調整会議」を設置するとともに、支援コーディネーターを配置し、犯罪被害者等が各関係機関等のいずれに支援を求めた場合においても必要とする支援が受けられる体制を整備